

[参考資料①]

教育・保育提供区域の設定について

平成25年10月18日

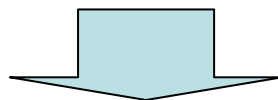
1 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案) <抜粋>

(教育・保育提供区域の設定に関する事項)

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる(※)ことを踏まえて設定すること。

※中核市の場合は、幼保連携型認定こども園及び保育所の認可の際に行われる需給調整の判断基準ともなる。



- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、教育・保育提供区域ごとの量の見込みを正確に把握するため、区域ごとにニーズ調査を行うことが重要。
- そのため、今回の会議において、区域の設定について審議を行う必要がある。

2 青森市の区域設定の考え方

1 本市の主な既存区域

小学校区(42区)、地区連合町(内)会区域(38区)、中学校区(20区)、
地域包括支援センター圏域(11区)、
青森市町会連合会地域協議会区域+浪岡町内会連合会区域(6区)、
青森地区・浪岡地区(2区)

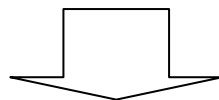
2 本市の保育所の希望状況

○ 小学校区(42区)、地区連合町(内)会区域(38区)、中学校区(20区)及び地域包括支援センター圏域(11区)とした場合の区域内保育所の入所希望率が低い。

(参考) 平成25年4月1日時点で保育所に入所した0・1歳児の保護者が居住する区域と当該保護者が希望する保育所がある区域が一致する割合

	42区	38区	20区	11区	6区
0歳	36%	44%	51%	61%	71%
1歳	37%	45%	50%	62%	71%

※ 42区の率は、38区、20区及び6区の率から推計した。



区域内保育所の入所希望率が7割を超える青森市町会連合会地域協議会区域+浪岡町内会連合会区域(6区)を活用する。

2 青森市の区域設定の考え方

(単位:人、率)

	児童数 (0-5) A	定員数 B	保育所		幼稚園		保育機能		認可外 保育所		A-B
			数	数	数	数	数	数			
東部	3,176	2,398	1,090	17	1,205	9	38	2	65	4	778
西部	3,319	2,354	1,320	22	980	5	14	1	40	1	965
南部	4,223	2,946	1,565	25	1,240	9	62	4	79	5	1,277
北部	663	683	380	6	270	2	33	2	0	0	△ 20
中部	836	1,333	740	7	550	4	0	0	43	3	△ 497
浪岡	806	785	585	10	180	1	0	0	20	1	21
合計	13,023	10,499	5,680	87	4,425	30	147	9	247	14	2,524

※1 児童数(0-5歳)は、平成25年8月末現在の住民基本台帳を基に試算したものである。

※2 保育所の定員数は、平成25年9月1日現在のものである。

※3 幼稚園の定員数は、平成25年5月1日現在のものである。

※4 保育機能とは、認定こども園の保育機能部分をいい、その定員数は平成25年5月1日現在のものである。

※5 認可外保育所の定員数は、平成25年6月1日現在のものである。

- 6区とした場合、北部と中部の区域では既存の施設定員が児童数よりも超過しており、供給過剰となっている。
- 当該区域で需給の均衡をとろうとすると当該区域にある施設の定員数を減らさざるを得ない。
- これを避けるため下の表のように設定。

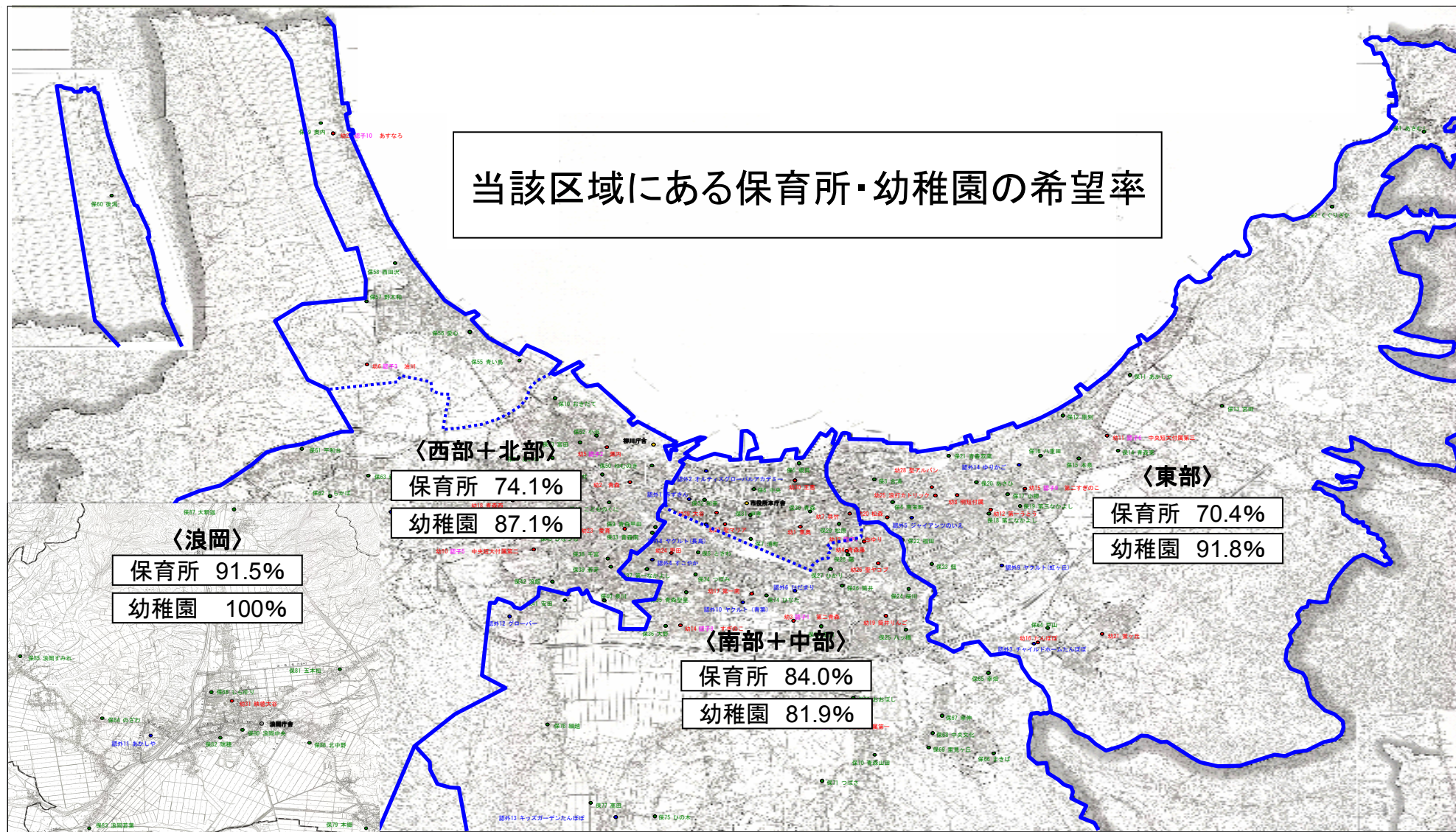
(単位:人、率)

	児童数 (0-5) A	定員数 B	保育所		幼稚園		保育機能		認可外 保育所		A-B
			数	数	数	数	数	数			
東部	3,176	2,398	1,090	17	1,205	9	38	2	65	4	778
西部 北部	3,982	3,037	1,700	28	1,250	7	47	3	40	1	945
南部 中部	5,059	4,279	2,305	32	1,790	13	62	4	122	8	780
浪岡	806	785	585	10	180	1	0	0	20	1	21
合計	13,023	10,499	5,680	87	4,425	30	147	9	247	14	2,524

<結果>

教育・保育提供区域を
右の4区域に設定する。

2 青森市の区域設定の考え方



※1 保育所の率は、入所した0歳児・1歳児の保護者で当該区域に居住するものがそれぞれの区域にある保育所を希望した割合である。

※2 幼稚園の率は、入園した満3歳児・3歳児の保護者で当該区域に居住するものがそれぞれの区域にある幼稚園を希望した割合である。